

令和8年度東地区文化センター環境改善事業
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、令和8年度東地区文化センター環境改善事業を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザルにより特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

令和8年度東地区文化センター環境改善事業

(2) 目的

東地区文化センターは、施設の老朽化により利用者の利用環境に課題が生じている。また、同施設は、座間市地域防災計画において指定避難所となっており、避難者が避難生活を送るうえで適した生活環境とは言えないことから、トイレの改修をはじめとする施設の環境改善を行うことにより、利用者及び避難者にとって安全で快適な環境を提供することを目的とする。

本事業は、早期に利用者及び避難者の環境改善を行うために、民間事業者の経験や知見を最大限に活用し、公募型プロポーザル方式により民間事業者から企画提案を求め、優れた提案者を本事業の受注者として選定する。

(3) 発注者

座間市（担当課：生涯学習課）

(4) 業務内容

①企画提案業務

②提案内容実施業務及びその関連業務

(5) 対象施設

① 施設名

座間市立東地区文化センター

② 所在地

座間市東原三丁目1番1号

(6) 想定事業スケジュール

日時	内容
令和8年9月下旬	契約締結（予定）
令和8年10月上旬	企画書類完成
令和8年10月中旬～令和9年3月上旬	事業実施期間
令和9年3月15日まで	検査・引渡し

(7) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

(8) 提案上限額

27,753,000円（消費税、地方消費税を含む。）

※企画提案及び提案業務の実施を含む。

(9) 資料提供

本事業の参加者に対し、既設の図面等の閲覧を認めることとし、現地確認を認めるものとする。

なお、閲覧および現地確認については、事前に事務局に連絡し、指示を仰ぐこと。

(10) 事務局

座間市教育部生涯学習課（東地区文化センター）

〒252-0004

神奈川県座間市東原三丁目1番1号

TEL：046-253-0781（直通）

Mail：koumin_e@city.zama.kanagawa.jp

3 参加者の資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業とする。

(2) 参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。なお、受注者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- ① 座間市入札参加者名簿に委託・工事・物品の営業種目で登録されている者であること。
- ② 本店所在地が座間市内にあり、市の入札契約に関する代理人を市外に設けていない登録業者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税若しくは、都道府県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- ⑥ 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 座間市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に反していない者であること。

4 失格に関する事項

下記のいずれかの事項に該当するときは、参加資格を失う。

- ① 提案書等の提出日、提出場所、提出方法等が本要領の定めに適合しないとき。
- ② 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③ 提案書等の全部若しくは一部を提出しないとき、又は提案書等に記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しないとき。
- ④ 見積書の金額が提案上限額を超過したとき。

5 応募手続き等のスケジュール

日時	内容
令和8年8月18日（火）	募集要項等の公表・配布
令和8年8月26日（水）午後5時まで	参加表明書・質問書の提出期限
令和8年9月1日（火）	上記質問への回答
令和8年9月2日（水）	参加資格要件確認結果通知
令和8年9月15日（火）午後5時まで	提案書等の提出期限
令和8年9月24日（木）	選定結果通知
令和8年9月下旬	契約締結予定日

(1) 募集要項等の公表・配布

- ① 公表・配布日 令和8年8月18日
- ② 公表等の方法 座間市ホームページにて公表

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和8年8月26日 午後5時まで（郵送の場合、期限内必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出
（持参の場合は、午前9時30分から午後5時まで）
（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること）
- ③ 提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ、5部提出（正1部、副4部）
 - ・参加表明書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）

※参加表明書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意）を提出すること。

(3) 質問の受付と回答

- ① 提出期限 令和8年8月26日 午後5時
- ② 提出方法 質問書（任意様式）に質問を記入の上、事務局あて電子メールにて提出。
- ③ 回答 令和8年9月1日までに、座間市ホームページにて公表

(4) 参加資格要件の確認結果

令和8年9月2日までに、参加資格確認結果通知書を発送する。

(5) 提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年9月15日 午後5時まで（郵送の場合、期限内必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送により事務局あて提出
（持参の場合は、午前9時30分から午後5時まで）
（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便で提出すること）
- ③ 提出書類 下記書類をA4ファイルに取りまとめ（A3サイズ書類は折り込んで）、5部提出（正本1部、副本4部）
 - ・提案書表紙（様式3）
 - ・提案書（任意様式）
 - ・総括責任者実績書（任意様式）
 - ・事業工程表（任意様式）
 - ・見積書（様式）

6 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、令和8年度座間市東地区文化センター環境改善事業プロポーザル選定委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書等について、提案書等評価基準に基づき、書面審査により審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、優先交渉権者の決定後、各参加者に文書により通知する。

7 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者と契約内容等の諸条件を協議の上、締結する。契約の仕様書については、提案書等に基づき、市と優先交渉権者との協議により定める。

また、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証

契約金額の10分の1以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、市を被保険者とする履行保証保険契約又は市を債権者とする履行保証契約を締結し、その保証証券を市に寄託した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 契約変更

契約の変更は、原則行わない。ただし、市側のリスクに起因する事由又は受注者の責めに帰することができない事由による場合、契約を変更することがある。

(5) 支払い

業務完了後、一括払いとする。

(6) 費用の負担

① 市の負担

本事業における契約金額は、2(8)提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、かつプロポーザルにおける提案価格を超えない金額とする。

ただし、受注者の責に帰すものでない事項に関しては、この限りではない。

② 受注者の負担

ア 企画段階に係る費用を負担する。

イ 事業実施に係る費用を負担する。

8 その他

(1) 提案書の作成等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出期限後における提案書の差替え及び記載内容の変更は認めない。ただし、誤字、脱字の修正や、市が審査上必要と認めたものについてはこの限りではない。

(4) 市は、審査及び説明を行うため、提出された提案書等を使用し、又は写しを作成することができる。

(5) 提出された提案書等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しないものとする。ただし、市は、提出された提案書等について、座間市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(6) 審査内容及び審査結果については、一切の異議を認めない。

(7) 本事業は、地方債対象事業であることから、地方債同意等基準及び地方債同意等基準運用要綱に準じた提案を行うこと。